

令和2年第14回宇佐市教育委員会会議録

令和2年12月24日午後2時00分、宇佐市教育委員会を34会議室に招集した会議は次のとおりです。

- | | | |
|--------|-----------|--------|
| ・ 出席委員 | 教 育 長 | 高月 晴彦 |
| | 教 育 長職務代理 | 佐藤 修水 |
| | 委 員 | 徳光 優子 |
| | 委 員 | 河野 浩一 |
| | 委 員 | 古里 万里子 |

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	上田 誠之
学校教育課長	上田 積
社会教育課長	✂野 勝教
図書館長	松壽 敬
学校給食課長	新納 孝明

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

◎附議事項

議第 89 号 宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会設置要綱の制定について
(学校教育課)

議第90号 指定校変更について (学校教育課)

議第 9 1 号 宇佐市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の制定について
(社会教育課)

議第 9 2 号 宇佐市立学校給食センター運営要綱の一部改正について
(学校給食課)

◎報告事項

- (1) 令和2年12月第6回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について (教育次長)

- (2) 宇佐・南部学校給食センター合同常任委員会について (学校給食課)

- (3) 1月の行事等の予定について (各課)

(開会 午後2時00分)

教 育 長	令和2年第14回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局	(令和2年第13回の会議録を読み上げる)
教 育 長	令和2年第13回の会議録を各委員に諮り、承認される。
	議第89号宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会設置要綱の制定について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	議第89号宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会設置要綱の制定について、ご説明します。1Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か、質問はありませんか。
	ないようですので、議第89号宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会設置要綱の制定については、承認とし、次に議第90号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。
学 校 教 育 課 長	議第90号指定校変更について、ご説明いたします。4Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。
教 委 員	50番ですが、指定校の中学校に部活がないため、だけで切れると、書き方の問題なのですが、どこに希望するのかわかりくい。
教 育 長	今、委員が言われたような形で、よろしくお願いします。
学 校 教 育 課 長	こちらは保護者さんが書かれたものを基本的には載せている形なので、必要な文言は必ず付け加えをしてもらうようにしています。また確認しておきます。
教 育 長	他に質問はありませんか。
教 委 員	57・58番の関係性はよくわかりました。ただ、58番の弟さんの場合は、前回は継続となっているのですが、事由も「その他」だったのでしょうか。
学 校 教 育 課 長	昨年度の資料を持ち合わせていないのですが、昨年度のものを確認します。お兄さんが指定校変更をするので、弟さんも、という変更になり、去年と同じです。
教 育 長	他に質問はありませんか。
教 委 員	この65番の子は問題なく学校生活を過ごせているのでしょうか。
学 校 教 育 課 長	過ごせています。

委	員	70・71番について、診断をもらっていないということは、もう病院とかそういう総合的なところは行かれて、もらっていない、ということですか。
学 校 教 育 課 長		こちらから学校の方にも話をしましたが、考えていないということです。
委	員	もう専門機関に相談されたりはされているのですか。
学 校 教 育 課 長		されていません。
委	員	ということは、専門機関には全く相談はされていないということですか。
学 校 教 育 課 長		されていません。
委	員	それは学校側から勧めたりはしていないのですか。
学 校 教 育 課 長		学校からは勧めております。
委	員	もう少し専門家を入れての話し合いが必要なのでは。
教 育 長		他に質問はありませんか。
委	員	専門家やスクールカウンセラー等が十分に入り込んで環境が整った後でも遅くはないのではないかと思います。
教 育 長		委員のみなさまはそれぞれ、専門家にきっちり相談してから、というご意見でしょうか。今この段階で、専門家に直接相談しているわけではない状況で、判断するのはちょっと早いという事でしょうか。またその辺を保護者と学校を入れて、スクールカウンセラーなり、専門家の方を間に入れて話をしてもらおう。今段階では保留ということで、先ほど言った部分を、学校、教育委員会、保護者とよく話していただいて、ある程度の方向を出してもらってから、と思います。
		それでは、以上で議第90号指定校変更については、承認とするが、70番71番のみ保留とし、次に、議第91号宇佐市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の制定について社会教育課に説明を求める。
社 会 教 育 課 長		議第91号宇佐市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の制定についてご説明します。20Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教 育 長		何か質問はないですか。
		ないので議第91号宇佐市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の制定については、承認とし、次に議第92号宇佐市立学校給食センター運営要綱の一部改正について、学校給食課に説明を求める。
学 校 給 食 課 長		議第92号宇佐市立学校給食センター運営要綱の一部改正についてご説明します。24Pをご覧ください。

	(詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。 ないようですので、議第 9 2 号宇佐市立学校給食センター運営要綱の一部改正については、承認とし、次に報告第 1 項令和 2 年 1 2 月第 6 回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、教育次長に説明を求める。
教 育 次 長	1 2 月議会で教育委員会関係の一般質問の内容についてご報告いたします。
	(詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。 ないようですので、次に報告第 2 項宇佐・南部給食センター合同常任委員会について学校給食課に説明を求める。
学 校 給 食 課 長	宇佐・南部給食センター合同常任委員会についてご説明します。
	(詳細は議案に記載)
教 育 長	何か質問はありませんか。ないようですので、次に報告第 3 項 1 月の行事等の予定について各課に説明を求める。
	(詳細は議案に記載)
	何か質問はありませんか。 ないようですので、次回教育委員会の日程について事務局に説明を求める。
事 務 局	次回教育委員会の日程について、1 月 2 8 日午後 2 時から 3 4 会議室で如何でしょうか。
教 育 長	1 月 2 8 日午後 2 時でよろしいですか。 各委員に諮り確認のうえ、第 1 4 回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後 3 時 5 6 分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。